

令和 4 年 3 月 1 8 日
内 閣 官 房

新たな「地理空間情報活用推進基本計画」を閣議決定しました！

～地理空間情報のポテンシャルを最大限に活用した多様なサービス創出・提供の実現へ～

本日、第 4 期目となる、新たな「地理空間情報活用推進基本計画」を閣議決定しました。

準天頂衛星システムの 7 機体制を確立するなど、情報基盤の整備・充実を進めるとともに、防災、スマート農業、ドローン物流、まちづくり等多様な分野で、高精度な位置情報や電子地図データを活用した多様なサービス創出を目指します。

※地理空間情報とは、「位置」と「時間」、その関連情報から形成される情報です。

「いつ、どこで、何が起きているか」を正確に把握し、電子地図上に多様なデータを重ね合わせて視覚化したり分析したりすることで、新しいサービスや産業の創出が見込まれています。

1. 概要

政府は、地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）に基づき、地理空間情報活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しています。このたび、**令和 4 年度からの 5 年間で計画期間とする新たな基本計画**を閣議決定しました。

2. 新たな基本計画のポイント

第 4 期目の計画では、地理空間情報のポテンシャルを最大限に活用した多様なサービスの創出・提供の実現を目指します。施策のポイントは以下のとおりです。

- 自然災害・環境問題への対応 : 地理空間情報を高度に活用した「**G 空間防災技術**」の社会実装の推進 等
- 産業・経済の活性化 : **スマート農業**の加速化、**インフラ分野の DX** 推進、**衛星データの利活用**の促進 等
- 豊かな暮らしの実現 : **3D 都市モデル**や「**空間 ID**」の整備、**ドローン**や**空モビリティ**の社会実装の推進 等
- 基盤整備・充実 : **準天頂衛星システム 7 機体制**の確立、位置情報の共通基盤「**国家座標**」の推進 等

3. 参考

基本計画の概要については別紙のとおりです。

基本計画及び工程表については、内閣官房ホームページにおいて公開します。

[URL] <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/index.html>

<お問い合わせ先>

内閣官房 地理空間情報活用推進室

窓口担当 石河、佐々木、大久保、嶋田 (TEL:03-5253-8353)

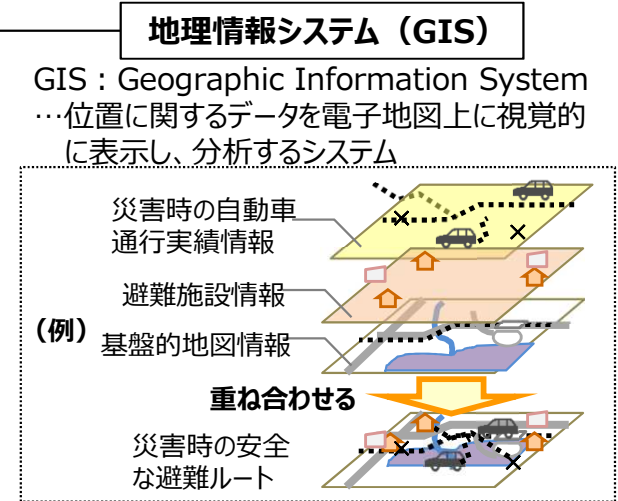
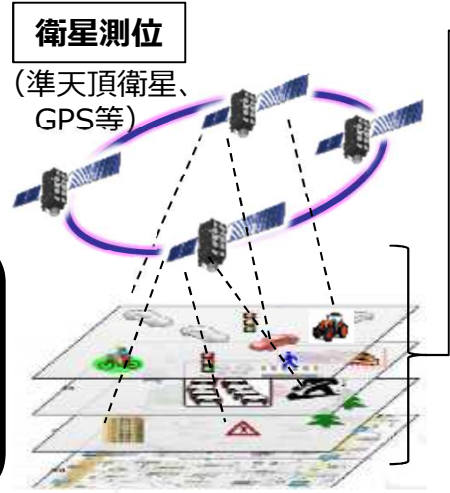


第4期地理空間情報活用推進基本計画の概要 (R4年度～R8年度)

- **地理空間情報活用推進基本法** (平成19年)に基づき、**地理空間情報活用推進基本計画**(計画期間5年)を策定。
- **地理空間情報**(=「いつ・どこで・何が・どのような状態か」といった位置と時間、関連情報から形成される情報)の活用の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるもの。

- 第3期の主な成果**
- ・準天頂衛星4機体制確立
→衛星安否確認サービスの構築 等
 - ・G空間情報センター本格稼働
 - ・自動運転車(レベル3)・農機の自動走行システムの市販開始

- 社会情勢等の変化**
- ・地球温暖化による気候変動の進展
 - ・自然災害の激甚化・頻発化
 - ・新型コロナウイルスによる生活様式の変容・デジタル化の加速
 - ・技術の飛躍的進化



目指すべき姿

誰もがいつでもどこでも自分らしい生き方を享受できる社会の実現に向けて、
地理空間情報のポテンシャルを最大限に活用した多様なサービスの創出・提供の実現を目指す

全体指針等

地理空間情報活用の新たな展開

- Dynamic(動的)・Realtime・Open・Connectedな進化したデータを未来志向で活用
- 社会課題を解決する次世代インフラとして、発信・展開

地理空間情報活用ビジネスの持続的発展スパイラル構築

- 新産業・新サービスの創出のため、産学官の多様なプレイヤーの協業等を促進
- 実証段階から継続性を有するビジネスへの発展スパイラルを構築

地理空間情報活用人材の育成、交流支援

- 異分野を巻き込んだ多様な人材の交流、事業化を推進するコミュニティの形成等を促進
- 進化した地理空間情報を活用する人材を育成

計画の効果的な推進

デジタル庁が主導する社会全体のDX推進の取組との連携、データ品質確保のための多様な主体による連携、技術進展に伴う国の安全への配慮 等

具体的施策

- | | | |
|---|--------------------------------|---------------|
| (1) 自然災害・環境問題への対応 | (2) 産業・経済の活性化 | (3) 豊かな暮らしの実現 |
| (4) 地理空間情報基盤の継続的な整備・充実 | (5) 地理空間情報の整備と活用を促進するための総合的な施策 | |
| (6) 重点的に取り組むべき施策 (シンボルプロジェクト) …防災・減災、気候変動 (地球観測衛星)、スマート農業、i-Construction、衛星データ利活用、自動運転、空間ID (3次元空間情報基盤)、3D都市モデル、位置情報共通基盤 (国家座標の推進)、準天頂衛星システム (7機体制確立) | | |
- ※工程表、KPIにより進捗を管理